

2008年7月10日

指定学校通学証明事務ご担当者様

近畿日本鉄道株式会社
京阪電気鉄道株式会社
南海電気鉄道株式会社
阪神電気鉄道株式会社
阪急電鉄株式会社

通学証明書の適正な発行について（お願い）

拝啓 盛夏の候、貴校ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は通学定期券発売業務につきまして、格別のご高配を賜りまことにありがとうございます。

さて、標題の件につきまして、このところ一部の指定学校の学生・生徒様から定期券発売所にご提出いただく通学証明書（通学定期券購入兼用学生証明書を含む、以下同じ）の中に不適正なものが散見されるようになりました。もちろん、それらの中には、学生・生徒様のケアレスミスによるものも含まれてはおりますが、それ以上に、指定学校様において不適正に発行されたと思われるものが目立ってきております。具体的には、（1）住所欄が空白の学生証に学校代表者印が捺印されている、（2）通学区間欄が空白の通学証明書に学校代表者印が捺印されている、（3）1人の学生・生徒様が複数の通学証明書を所持している、といった事例が多く見られるようになりました。

あらためて申しあげるまでもなく、通学定期券は約80%という高い割引率で特別に優遇された定期券ですので、その発売につきましては厳格な発売条件・審査基準が定められております。具体的には、通学定期券を発売できるのは、①指定学校の学生・生徒等が、②通学を目的として同一区間・経路で、③居住地最寄り駅と在籍指定学校最寄り駅との相互間をご乗車される場合に限られております。

したがいまして、通学証明書に記載の住所や通学区間については、指定学校様においてご確認のうえその記載内容を証明していただくことが学生割引制度の前提になっております。そのような中で、前述のような事例が多発することになれば、指定学校様と当社の信頼関係に依拠している同制度の存立基盤を揺るがすことになりかねません。

これまで、一部不適正な通学証明書に対しましても弾力的な運用により通学定期券を発売するケースもありましたが、今後は同制度の運用を厳格化し、通学証明書が不適正な場合には発売をお断りすることも検討しております。そうなりますと、不本意ながら結果として指定学校の学生・生徒様にご迷惑をおかけすることにもなりますので、諸事ご多端の折柄まことに恐縮ではございますが、同封しております『通学定期券の発売について』をご高覧のうえ、今後は、通学証明書の適正な発行についてさらなるご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

2008年7月10日

通学定期券の発売について

近畿日本鉄道株式会社
京阪電気鉄道株式会社
南海電気鉄道株式会社
阪神電気鉄道株式会社
阪急電鉄株式会社

通学定期券は、申請内容が通学定期券の発売要件を満たし、かつ、指定学校において発行された適正な通学証明書（通学定期券購入兼用学生証明書等を含む、以下同じ）をご提出いただいた場合にのみ発売します。

1. 通学定期券の発売要件

通学定期券は下記の（１）～（３）の全ての要件を満たした場合にのみ発売します。

（１）対象者

指定学校の学生・生徒・児童または幼児

（注）指定学校とは、下記①～③のいずれかに該当する学校。

①学校教育法第1条の規定による小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・特別支援学校および幼稚園。ただし、通信による教育を行なう学校の通信教育部にあっては、各社の指定を受けた学校に限る。

②①以外の国公立の学校であって、各社の指定を受けた学校。学校教育法第124条（専修学校）および第134条（各種学校）の規定によって設立した私立学校であって、各社の指定を受けた学校。

③①②以外に教育施設として所管大臣が指定したものであって、各社の指定を受けた学校。

（２）乗車目的

指定学校を卒業するために必要となる通学を目的として、同一区間・経路（最短距離）を継続して乗車する場合

（注）下記のような場合には、通学定期券を発売しない。

①クラブ活動・サークル活動等の課外活動を目的として通学する場合。

②学校帰りにアルバイト先へ通勤する場合。

③資格取得等のために指定学校以外の予備校・専門学校へ通学する場合。

④最短経路以外の経路で通学する場合。

（３）発売区間

旅客の居住地最寄り駅と在籍指定学校最寄り駅との相互間

(注) 下記のような場合は、通学定期券を発売しない。

- ①自宅最寄り駅以外の乗車駅を申請した場合。(ただし、自宅～乗車駅において他の公共交通機関を利用すること等により、その乗車駅を申請することに合理性があると各社が認める場合を除く。)
- ②学校最寄り駅以外の降車駅を申請した場合。(ただし、指定学校が運行するスクールバスを利用するなど、その降車駅を申請することに合理性があると各社が認める場合を除く。)
- ③主たる通学先とは異なる場所にある学校施設に通学する場合。

2. 通学証明書の発行に際する留意点

通学定期券の発売には、指定学校において適正に作成された通学証明書が必要です。通学証明書には、下記項目の記載事項を指定学校においてご確認のうえ代表者印をご捺印ください。

- ①氏名 (フリガナ)、②性別、③年令、④生年月日 (※)、⑤住所、⑥学校名・部・科・学年、⑦学籍番号、⑧発行年月日、⑨所在地、⑩代表者名、⑪乗車区間 (経由)、⑫学生区分

(※) 年令により運賃区分が異なる場合がありますので、必ずご記入・ご確認ください。

(注1) 上記の全ての項目について、指定学校の証明が必要です。したがって、上記項目の一部が空白の状態ですら学校代表者印が捺印されている場合、通学定期券の発売はできません。

(注2) 通学証明書の様式・体裁により通学証明書だけで上記の全ての項目が証明できない場合は、学生証 (生徒証等を含む) とあわせて確認できるようにしてください。

【お問い合わせ先】

<近畿日本鉄道株式会社>

企画統括部 営業企画部 指定学校担当

電話 06-6775-3506

<京阪電気鉄道株式会社>

お客様サービス事業部 管理課 指定学校担当

電話 06-6944-2512

<南海電気鉄道株式会社>

鉄道営業本部 営業部 営業企画課 指定学校担当

電話 06-6644-7165

<阪神電気鉄道株式会社>

鉄道事業本部 運輸部 営業課 指定学校担当

電話 06-6457-2258

<阪急電鉄株式会社>

都市交通事業本部 運輸部 (営業担当) 指定学校担当

電話 06-6373-5193